

亀山市公告第90号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該関係書類を亀山市環境産業部農政室に備え置いて縦覧に供する。

平成28年11月15日

亀山市長 櫻井義之